令和2年度第1回

一宮市都市計画審議会 議事録

一宮市都市計画審議会議事録 (令和2年度第1回)

次の議案を審議するため、一宮市都市計画審議会が令和2年11月24日午前10時00分、本庁舎11階1101会議室に招集された。

記

1. 諮問事項

議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更(一宮市決定)

議案第2号 尾張都市計画下水道の変更(一宮市決定)

議案第3号 一宮市景観計画の策定

2. 出席委員 12名

嶋田 喜昭、宮本 由紀、吉田 明、

渡部 晃久、井上 文男、河村 弘保、太田 文人、

石田 智子、遠藤 一雄(代理出席:山田 久志)、杉本 哲史(代理出席:新屋 智昭)、

田中 浩(代理出席:櫻木 秀樹)、富山 弘美

3. 欠席委員 5名

小野 悠、櫻木 耕史、豊島 半七、

中村 かずひと、彦坂 和子

[事務局]

まちづくり部長 山田 芳久 まちづくり部主監 堀田 裕久

都市計画課都市計画・庶務 G 専任課長 海田 真宏

同G課長補佐 野々村 貴志 同G主査 永冶 武志

同G主査 藤本 博文 同G担当 竹谷 正博

農業振興課長 加藤 伸治 同農政G専任課長 澤田 敦志

同G課長補佐 角田 篤彦 同G担当 坂口 達郎

同G担当 野村 悠乃

水道事業等管理者 小塚 重男 上下水道部次長 服部 泰久

同計画調整G専任課長 川島 輝幸

計画調整課長 木造 幹久 同G課長補佐 大平 紘伸 会議顛末

開 会

午前10時00分

(開会のことば)

事 務 局

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより、令和2年度 第1回 一 宮市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところ、当審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

一宮市都市計画審議会条例第3条において当審議会の委員の任期は2年と規定されております。今回、任期の更新時期になっており、会長が空席となっておりますので、審議会のご案内を市長名でさせていただきましたことを、まずもってお断り申し上げます。

また、一宮市都市計画審議会条例第6条第1項の規定では、会長が審議会の議長となる とされておりますが、会議次第3会長の選出までを、事務局において、取り回しをさせて いただきますので、よろしくお願いいたします。以降、着座にて失礼いたします。

(委員の紹介)

事 務 局

まずは、今回委員になって頂きました方々につきまして、お手元にお配りいたしました 名簿の順にご紹介させていただきます。第1号委員の学識経験のある方でございます。豊 橋技術科学大学講師の小野悠様。小野委員は本日ご都合が悪く、欠席されております。岐 阜工業高等専門学校准教授の櫻木耕史様。櫻木委員も本日ご都合が悪く、欠席されており ます。大同大学教授の嶋田喜昭様。一宮商工会議所会頭の豊島半七様。豊島委員は本日ご 都合が悪く、欠席されております。名城大学准教授の宮本由紀様。愛知西農業協同組合代 表理事組合長の吉田明様。

次に、第2号委員の市議会の議員の方でございます。渡部晃久様。井上文男様。河村弘保様。中村かずひと様。中村委員は本日ご都合が悪く、欠席されております。彦坂和子様。 彦坂委員も本日ご都合が悪く、欠席されております。太田文人様。以上でございます。

次に、第3号委員の関係行政機関若しくは愛知県の職員又は市内に住所を有する方でございます。県男女共同参画人材育成セミナー修了生石田智子様。愛知県一宮建設事務所長遠藤一雄様。遠藤委員は本日ご都合が悪く、欠席されておりますが、第3号委員の方は運営規則第5条に基づき代理が認められておりますので、本日は総務課課長補佐の山田久志様に代理出席いただいております。愛知県尾張農林水産事務所一宮支所長杉本哲史様。杉本委員も本日ご都合が悪く、欠席されておりますが、建設課主幹の新屋智昭様に代理出席いただいております。愛知県一宮警察署長田中浩様。田中委員も本日ご都合が悪く欠席されておりますが、交通課警部補の櫻木秀樹様に代理出席いただいております。県男女共同参画人材育成セミナー修了生富山弘美様。以上でございます。

ただいまの出席委員12名でございます。一宮市都市計画審議会条例第6条第2項の 規定により、過半数の委員の出席がございますので、会議は成立しております。議席につ きましては、名簿順で決めさせていただきましたので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案におきまして、一宮市都市計画審議会運営規則第6条に規定する除斥 の対象となる委員はおみえになりませんので、併せてご報告させていただきます。

(会長の選出)

事 務 局

それでは、会長の選出について、お諮りします。一宮市都市計画審議会条例第5条により、審議会の会長は、学識経験のある委員から選出する規定になっております。この規定を受け、会長は、第1号委員さんのうちから委員の選挙により定めることとなっており、同運営規則第2条により、委員の多数決、または、会議に出席した委員に異議のないときは指名推薦の方法を用いることができるとなっておりますが、会長選出につきまして、どなたか、ご意見はございませんでしょうか。

委員

はい。推薦でどうでしょうか。大学の教授として、都市計画に長年たずさわり、精通されておられます嶋田委員が適任かと思いますので、嶋田委員を推薦します。

事 務 局

ただいま一宮市都市計画審議会の会長として、嶋田委員とのお声がございましたが、ほかにございませんでしょうか。ほかに無いようですのでそのように決定させていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

各 委 員

異議なし。

事 務 局

ありがとうございます。それでは、会長は嶋田委員にお願いしたいと思います。嶋田委員は、前の会長席の方にご移動をお願いします。

事 務 局

それでは、会長にはごあいさつと、その後の議事の進行をお願いいたします。

(会長あいさつ)

会 長

嶋田でございます。ご推挙いただきましたので、微力ではございますが一生懸命努めさせていただきたいと思います。前任の会長が名古屋工業大学の秀島先生でございますが、同じ研究分野でございまして、土木工学の分野で特に都市計画、交通計画を専門にしております。一宮市に関しましては、自転車のネットワーク計画、昨年から生活道路の安全対策を携わっております。ほか都市計画においては、海部地域の都市計画にも携わっておりますので、そういった経験が生かせればいいかなと思っております。精一杯務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて議事のほうを進めさせていただきます。

(職務代理者の決定)

会 長

ここで、会長の職務代理者を決めたいと思います。

当審議会条例第5条第3項の規定により、職務代理者は、会長が指名することとなって おりますので、指名させていただきます。本日はあいにく欠席なのですが、岐阜工業高等 専門学校准教授の櫻木委員に職務代理者をお願いします。

(議事録署名者の決定)

会 長

次に、本日の議事録署名者を決めさせていただきます。

当審議会運営規則第10条には、議事録署名者2名を、会長が指名することとなっております。議事録署名者は、議席順にお願いしておりますので、宮本委員と渡部委員にお願

いいたします。

(議案の審議)

会 長

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。本日は、尾張都市計画生産緑地地区の変更(一宮市決定)、尾張都市計画下水道の変更(一宮市決定)、一宮市景観計画の策定の3議案が付議されておりますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、議案第1号尾張都市計画生産緑地地区の変更(一宮市決定)をご審議賜りたいと思います。事務局、説明をお願いします。

事 務 局

はい、会長。

会 長

はい。

事 務 局

それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。なお、説明につきましては、着座にて失礼いたします。

議案説明の前に図面の一部修正がございますのでそのご案内をいたします。修正後と書かれた計画図をお配りしております。後程案件説明と共に変更内容をご説明いたしますのでよろしくお願いします。

それでは議案書に戻らせていただきます。議案第1号は、尾張都市計画生産緑地地区の変更一宮市決定でございます。2枚めくっていただいて、都市計画生産緑地地区を次のように変更するもので面積約117.6ha、位置及び区域は別添の計画図に示してございます。

変更理由でございますが、今回の変更は、都市における農地等についてより適切な保全を図るため新たに生産緑地とするもの、生産緑地法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたもの、公共施設等の敷地の用に供されたもの、地積更正によるもの及び生産緑地地区としての要件を欠くものについて、一部区域を変更するものでございます。次に、2枚めくっていただき、変更理由書をご覧ください。変更理由書の4番には今回の生産緑地地区の都市計画変更の主な理由が記載されております。また、それぞれの変更面積及び団地数につきまして裏面に表としてまとめております。

次に、2枚めくっていただき、箇所別調書をご覧ください。今回の変更による面積は、36, 584㎡の減少となっております。この変更の結果、生産緑地地区は、変更前 1, 213, 031㎡から1, 176, 447㎡、約117. 6 haとなります。

なお、本日審議をお願いいたします変更案件は、全部で73箇所に及んでおります。全部につきまして詳細なご説明を申し上げておりますと、大変な時間が掛かってしまいます。このため、変更理由が、主たる従事者の死亡による制限解除、または病気などの故障による制限解除のもの、農業用道路の除外を行うもの、追加指定の内特殊な事例でないものにつきましては、箇所別調書の記載により説明に変えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案書の封筒の中をご覧いただきたいと思います。封筒の中には、縮尺2万分の 1の総括図が1枚と、縮尺2500分の1の計画図が29枚入っております。これよりご 説明する変更案件は、この計画図と先程ご覧いただいた箇所別調書に沿って 説明いたします。

それではまず、箇所別調書の1ページ目、左に記載の一団番号2-13をご覧ください。計画図につきましては5枚目をご覧ください。凡例については右下をご覧ください。場所は、図面の上のほうにあります、一団番号2-16の黄色に塗られた箇所の上に、細く黄色で塗られた箇所がございます。こちらは既設道路の拡幅のため、道路の設置を理由に28㎡除外するものございます。また、分筆に伴う地積更正により残地の面積が11㎡増えましたので、一団としては<math>17㎡の減少となるものでございます。

続きまして、箇所別調書及び図面はそのまま、一団番号 2-44 をお願いします。図面のやや下のあたりの 2-44 をご覧ください。主たる従事者が故障したことを理由に買取り申出がなされたもので、一団の一部面積 1,354 ㎡を除外するものです。この除外により、上下の土地が分断となりますが、それぞれの面積が 300 ㎡を超えていますので、下の方を新たな一団番号 2-62 とするものでございます。同じような案件といたしまして、箇所別調書の 3 ページ目、一団番号 3-400、箇所別調書の 4 ページ目、5-126、箇所別調書の 5 ページ目、一団番号 18-37 と 21-81 がございますが、いずれも同様に分断となりますが面積要件を満たしているため、一団番号を変更するものでございますので、説明につきましては割愛させていただきます。

続きまして、箇所別調書の4ページ目、一団番号4-175をご覧ください。計画図につきましては16枚目をご覧ください。場所は、図面の中央よりやや左下にございます。主たる従事者が故障したことを理由に買取り申出がなされたもので、一団の一部面積254㎡を除外するものです。この生産緑地地区は黒い線で繋いだものが一団でした。この除外により、残地面積が254㎡となり300㎡以下になりますが、平成30年度より一団要件の緩和を行っており、当該生産緑地がある街区内とその隣接の街区内にある生産緑地のうち、おおむね100㎡以上である生産緑地については一団とすることが出来るようになりましたので、一団の面積を確保するために隣の街区内にある赤い線で繋いだ一団番号4-174に変更するものでございます。同じような案件といたしまして、箇所別調書の2ページ目、一団番号3-251、箇所別調書の3ページ目、一団番号3-401がございますが、いずれも同様の理由で一団番号を変更するものでございますので、説明につきましては割愛させていただきます。

続きまして、箇所別調書の5ページ目、一団番号13-84をご覧ください。計画図につきましては23枚目と冒頭にお伝えいたしました修正後と書かれた計画図をご覧ください。場所は、図面の中央にございます。こちらは生産緑地地区に追加する農地等として申出があったものについて、396㎡を新たに指定するものでございます。この一団番号13-84につきましては、南側に建物がございますが、こちらは農業用倉庫108㎡となっており、農業用倉庫も含めて生産緑地地区に指定するものでございます。ここで追加いたしました図面の内容ですが、修正前の図面では北側の神明社の参道の部分まで生産緑地地区の色塗りがなされています。事前にご指摘をいただき確認いたしましたところ、市が管理する地番図と都市計画図にズレが生じていることを確認いたしました。そのため、差し替え後の図面では神明社の参道が入らないようになっていますが、生産緑地地区の指定面積の変更はございません。以上が図面差し替えの内容でございます。

以上、簡単にご説明をさせていただきました。今回の除外の対象となります生産緑地の 一団ごとの変更面積につきましては、変更箇所別調書のすぐ後にまとめております。また そのすぐ後には、生産緑地の過去の変遷を3ページにわたりまとめておりますので、こちらの方も参考にしていただければと思います。本日、ご審議をお願いする案件の内、買取り申出に関するものにつきましては、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間に買取り申出書の提出がされ、これを市が受理し、関係事務を進めまして、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに行為制限が解除された案件となっております。また、変更案の縦覧を令和2年10月1日から10月15日まで実施致しましたところ、縦覧者が4名おりましたが、意見書の提出はございませんでした。以上、簡単ではございますが、議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

会 長 ありがとうございました。それでは審議をさせていただきたいと思いますがご意見ご質 問がございましたらお願いします。

会 長 買取申出があったところは、資料ではどこになりますか。

事務局 箇所別調書の買取申出等変更理由の故障による制限解除と死亡による制限解除といった ものが理由として書いてあるものが買取申出によるものです。

委 員 生産緑地地区の総面積というのは、例えば何㎡は確保したいというような目標とか法律 的な制限などありますか。

事 務 局 目標は一宮市ではございません。制限等もございませんので、300㎡以上であれば追 加指定もできますし、30年経過等で解除も可能です。

委 員 このように減ってきていることについては、特に問題はないので、必要に応じて追加したいという申出があれば追加もできますし、解除の理由は故障などで特殊な事情以外は解除ができないとのことですが、実際解除されて減っていく分には特に補う必要もないという認識でよろしいですか。

事務局としては、農地を守っていく立場でございますが、死亡や故障による除外についてはやむを得ないと考えておりまして、新たに追加するために新しい施策等を行う予定もございません。

会 長 先ほどの制限解除のところは買取申出によるとのことですが、全て制限解除=買取申出 ということでよろしいですか。

事 務 局 制限解除と書かれているものにつきましては、全て買取申出によるものです。

会

長
市としてはどのような対応をしていますか。

事務局 買取申出がありましたら、市の方で公共施設等の用地として、関係各課へ連絡をして、

買取するかどうか確認して、買取に至らなかったものは解除になっていきます。

会 長

はい。理由等も致し方ないと思いますので、他にご意見がなければ採決に移らせていた だきます。

議案第1号尾張都市計画生産緑地地区の変更(一宮市決定)について、原案のとおり可とする旨、答申することにご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

会 長

ありがとうございました。

ご異議ございませんので、原案を可とする旨、答申することに決定をいたします。

会 長

では続きまして、議案第2号尾張都市計画下水道(一宮市決定)をご審議賜りたいと思います。

まずは、事務局よりご説明をお願いします。

事 務 局

はい、会長。

会 長

はい。

事 務 局

それでは、議案第2号を朗読させていただきます。

議案第2号尾張都市下水道の変更(一宮市決定)尾張都市計画下水道の変更(一宮市決定)都市計画一宮公共下水道「2.排水区域」を次のように変更する。2.排水区域「排水区域は総括図表示のとおり」【変更理由】本市の公共下水道事業は、大正15年に着手後、鋭意その整備を進め、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上及び雨水排除に努めてまいりました。今回、より効率的かつ経済的に事業を継続するため、市街化調整区域において、排水区域の一部を削除し、また、都市の健全な発展に寄与するため一部を排水区域に追加するものです。以上でございます。

事 務 局

はい、会長。

会 長

はい。お願いします。

事 務 局

ご説明の前に、お手元の資料についてご確認をお願いいたします。

お手元にはファイルに綴じました議案とは別で、説明用に参考資料1と2を配布させて いただきましたので、ご確認をお願いいたします。

では、着座にてご説明させていただきます。

それでは、ただいま朗読いたしました議案の詳細につきまして、ご説明させていただきます。

市の公共下水道は、平成18年度の尾張西部都市計画下水道の変更により、市街化区域 に隣接した市街化調整区域を排水区域に追加しましたが、今回、その変更で追加した市街 化調整区域の一部を排水区域から削除することについて、また併せまして、公共下水道に よる汚水処理が合併処理浄化槽と比べて有利となる区域を公共下水道の排水区域に追加す ることについてご審議をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、こちらのホワイトボードにあります、向かって左側の尾張都市計画下 水道の変更(一宮市決定)の総括図汚水図をご覧ください。

こちらの総括図は都市計画法に基づき今回の変更内容を表記した図面になりますが、ご 説明にあたり別で一宮市下水道事業概略図を作成しましたので、もう一枚の図面をご覧く ださい。お手元に配布しました参考資料2と同じものになります。

当市の都市計画下水道は一つでありますが、都市計画法事業計画では三つの公共下水道 事業で整備を行っておりまして、現在の下水道計画区域は、主に市中心部で図の青色とピンク色の部分の単独公共下水道事業、市西部区域で図の緑色と黄緑色の部分の日光川上流流域関連公共下水道事業、市東部区域でオレンジ色と黄色の部分の五条川右岸流域関連公共下水道事業となります。

当市の下水道事業は、都市の健全な発展と生活環境の向上、並びに公共用水域の水質保 全に寄与することを目的として、市街化区域及びそれに隣接する市街化調整区域において 下水道の整備を進めてまいりました。

全国的にも下水道の整備が進められる一方で、人口減少等の社会情勢の変化や事業体の 財政状況の悪化等から汚水処理施設の整備が進まない状況が表面化しまして、これに対し て、国からは、より効率的に汚水処理施設の整備を行なうため、整備区域の見直しや今後 10年程度で概ね整備を完成させるという方針が示されました。

当市におきましても、施設の老朽化対策や耐震化及び浸水対策に対する事業費の増大、また、これまでの下水道事業に要した企業債償還額の増加に伴う将来の運転資金の不足という問題に対しまして、平成30年度に策定しました一宮市上下水道事業経営戦略では、今後の下水道事業は無理のない投資を行っていくこととともに、一般会計からの繰入金の適正化に対応していくとの経営方針を出しました。

この方針を受けまして、令和元年度に策定した一宮市汚水適正処理構想では、下水道事業として採算が確保でき、経済的かつ効率的に整備できる区域を今後の下水道計画区域として選定いたしました。

この結果、平成18年度の都市計画決定の変更で下水道の排水区域に追加した市街化調整区域の一部を今回の変更で削除するものでございます。

また併せまして、下水道計画区域を精査した結果、合併処理浄化槽と比較して公共下水道への接続が有利となる区域、また、現都市計画決定では合併処理浄化槽の区域でありますが、区域外として既に下水道に接続している区域について、下水道の排水区域に追加するものでございます。

恐れ入りますが、ホワイトボードの総括図をご覧ください。

図面の青色で着色した区域は、現都市計画決定から区域の変更がなく、下水道によるが了済みまたは今後も引き続き下水道による整備を実施する区域になります。

図中の黄色で着色した区域は、現在の都市計画決定において下水道による排水区域として位置付けている区域で、今回の変更で排水区域から削除する区域になります。

また、図中の赤色で着色した区域は、今回の変更で下水道の排水区域に追加する区域になります。

なお、令和2年10月14日から10月28日まで市民の皆様にこの内容を縦覧させて いただいており、意見書の提出はありませんでした。

以上、ご審議の方よろしくお願いします。

会 長 はい、ありがとうございました。それでは審議にさせていただきたいと思います。 何か本件に関しまして、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

委 員 はい。

会長はい。委員お願いします。

委員 確認をします。

今回お示しされた資料によって下水道の整備を縮小するという形でお話をいただきましたが、例えばですね、今現在、市街化調整区域の中でも地区計画などで開発を進めるなどといった話があり、これが下水道が整備しない区域と整備する区域が隣接する区域であった場合など、この計画をさらに変更する余地はあるのかどうかを確認させてください。

事務局 はい。

開発のタイミングや内容にもよりますけれども、接続を希望される場合には、物理的に接続が可能であれば区域外接続として、接続は可能であると考えております。県との協議が必要になってくると思われます。

会 長 他にいかがでしょうか。

ちなみにですけれども、一宮市の下水道の普及率というのは県内でいうとどのような感じでしょうか。

事 務 局 令和元年度末で、一宮市の下水道普及率は68.1%でございまして、名古屋市を除く 愛知県は70.6%、全国的には79.7%となっております。

会 長 県下でもちょっと低いという感じでしょうか。

ただ、今回は変更する区域が調整区域ということと、確認ですが、効率的、経済的なことを考えると個別対策をしていくという方が良いという判断ということでしょうか。

事務局 下水道事業として採算が確保できる範囲で、費用対効果の高い地区を選んで、整備区域を選定しています。

会 長 逆に赤色で追加した部分はどういった理由でしたでしょうか。

事 務 局 │ 区域外で既に下水道に接続されている部分になります。

会長りかりました。

委 員 はい。 숲 長 委員お願いします。 委 員 下水道の普及が変わることによって、ポンプ場や処理施設の改築や更新をする予定であ ったものが変更になることがあるのでしょうか。老朽化が進むということがあるのでしょ うか。 事 務 局 下水道区域が縮小されれば処理場も縮小されることになります。 事 今回縮小する区域については、県の流域下水道の処理区域になりまして、今ある施設は 務 局 まだ最終形になっていないものですから、県と協議して進めさせていただくことになりま す。また、単独公共下水道の部分については処理区域が変わりませんので、更新に伴って 縮小ということはありません。 会 長 すみません。流域下水道はどの部分でしょうか。 事 図面の緑色と黄緑色の部分、また、オレンジ色と黄色の部分になります。 務 局 会 わかりました。ありがとうございます。 長 会 長 老朽化問題という言葉が委員から出ましたが、そのへんはいかがでしょうか。 務 事 単独公共下水道の方は、特に西部処理区につきましては老朽化が進んでおりまして、そ 局 の部分につきましては更新するということではなく、流域下水道へ編入という広域化によ り対応していきたいと考えております。

会 長 東部処理区については比較的新しいのでしょうか。

事務局 西部処理区に比べれば新しいものですから、西部処理区が流域へ編入された後には、東部処理区を流域へ編入していきたいと考えております。

委 員 はい。

会 長 はい。委員お願いします。

委 員 青色の地域に限定するということによって、経済的に効率的に事業を継続するためとい うことですけど、財政的な面は、今後、これで解決する、採算が取れるというふうに考え て良いですか。それとも、今後も検討が必要だということでしょうか。 事 青色部分で採算が取れるという判断です。 務 局 委 員 はい。 会 長 はい。委員お願いします。 今回の削除になった部分についてなんですが、今後の長期計画の中には、整備区域にま 委 員 た変わるという予定はあるのでしょうか。 今回削除した部分につきましては、原則、合併浄化槽でやっていただくということにな 事 務 局 ります。 今後も変わらないということでしょうか。 会 長 事 務 そういうことになります。 局 委 員 すみません。先ほど私が聞いた内容と答弁の内容が矛盾しませんか。 事 務 隣接した部分につきましては下水道を使うことが可能だということで、そこから離れた 局 部分については合併浄化槽ということになります。 会 長 委員よろしかったでしょうか。 委 員 はい。 会 長 確かに先ほどのご回答と矛盾していましたね。ありがとうございます。 他にいかがでしょか。 会 長 下水道はある程度住宅等の密度がないと効率的に整備が進められないものですから、そ ういった理由でこのような変更ということになりますが。 特にご意見がなければ、採決を取らせていただきたいと思います。 では、議案第2号尾張都市計画下水道の変更(一宮市決定)について、原案のとおり可 とする旨、答申することについてご異議ございませんでしょうか。 各 委 異議なし。 員 はい。ありがとうございます。それでは、お認めいただきましたので、原案を可とする 会 長 旨、答申していくことに決定します。

続きまして、議案第3号一宮市景観計画の策定についてご審議賜りたいと思います。事

会

長

務局、説明をお願いします。

事 務 局

はい、会長。

それでは、議案第3号について、ご説明させていただきます。着座にて失礼します。

まず、本日の都市計画審議会への意見聴取に関しましては、景観法第9条第2項の規定 によるものでございます。

お手元の資料は、一宮市景観計画(案)と概要版をお配りしております。本日は、概要版を基にご説明いたします。概要版1枚目をご覧ください。

序章としまして、景観計画の概要からご説明いたします。

まず、景観計画とは、景観法に基づき、景観行政団体が定めることができる良好な景観の形成に関する計画となります。計画の位置づけにも示しておりますが、本計画の上位・関連計画となります、一宮市総合計画や都市計画マスタープランなどと整合を図った内容となるよう、検討してまいりました。本計画に基づき、来年度から施行いたします、一宮市景観条例、屋外広告物条例を運用し、良好な景観形成を目指していくものとなります。

それでは、第1章より、本計画の内容について、ご説明いたします。

まず、第1章の一宮市の景観特性としまして、本市の景観の視点からみる特性を整理いたしました。

本市の地形は、濃尾平野の中央に位置し、高低差の少ない平坦な地形となります。また、都市計画の視点から見ますと、市街化区域の約4割が準工業地域となっており、住工混在の用途地域が特徴となります。

右上段をご覧ください。土地利用現況等を踏まえ、市内を6つの景観構成要素に分類し、愛知県が定めました、美しい愛知づくり基本方針による4つの景観特性を整理いたしました。この4つの景観特性から見るこれまでの景観施策から継承すべき視点と、これからの景観づくりに向けた新たな視点を整理いたしました。自然景観としましては、水と緑のネットワークなどの自然環境を活かした景観づくり、歴史景観としましては、真清田神社や旧街道筋などの歴史資源を活かした景観づくり、生活景観としましては、景観に対する意識調査の結果から、親しみ、落ち着きの感じられる景観づくり、産業景観としましては、中心市街地の再構築に向けた景観づくり、また、意識調査からも市全体の落ち着きを望む将来像と中心市街地のにぎやかを望む将来像が共存するメリハリの効いた景観づくりを本計画の策定に向けた視点として整理いたしました。

続きまして、第2章景観計画区域と方針について、ご説明いたします。

まず、本計画では、一宮市全域を景観計画区域として、良好な景観形成に取り組んでまいります。また、先ほどご説明いたしました、景観特性から見る課題や視点を踏まえ、基本理念として、木曽川に育まれた歴史や文化が織りなす親しみのあるまち一宮とし、良好な景観形成に向けて、5つの基本方針を定めました。

裏面をご覧ください。ここでは、本市の景観特性を踏まえ、市全域を2つの景観軸と5つの景観ゾーンを設定し、それぞれのゾーンの特性に合わせた景観形成の方針を定めました。

まず、2つの景観軸についてですが、1つ目に、河川景観軸として、木曽川と周辺の公園などへの景観の配慮、眺望景観の保全や形成。2つ目に、歴史街道景観軸として、美濃路沿いに点在する史跡や建築物を活かした風情のある景観の保全や創出としました。

また、5つの景観ゾーンについてですが、1つ目に、田園景観ゾーンとして緑色の区域

になります。市街化調整区域のうち、都市計画マスタープランの土地利用方針図の産業拠点を除いた区域とし、田園と集落地が織りなす、落ち着きのある田園景観の保全、形成を方針としました。

2つ目に、商業景観ゾーンとして、赤色の区域になります。商業業務地を区域とし、真清田神社を中心とした歴史的まちなみ景観の保全、i-ビルや銀座通り周辺の一体的な景観形成を方針としました。

3つ目に、住宅景観ゾーンとして、黄色の区域になりますが、市街化区域の商業景観、 工業景観、沿道景観ゾーンを除いた区域とし、地域特有のまちなみ景観の保全等を方針と しました。

4つ目に、工業景観ゾーンとして、灰色の区域になります。専用工業地、工業地、産業拠点を区域とし、企業との協働による周辺と調和した景観への取り組みの推進。敷地内の緑化などの圧迫感を与えない工業地の景観形成を方針としました。

5つ目に、沿道景観ゾーンとして、ピンクの区域になります。市街化区域内の商業景観 ゾーンを除く主要幹線道路沿道を区域とし、企業との協働による周辺と調和した景観への 取り組みの推進。屋外広告物の配慮の促進を方針としました。

それぞれの景観ゾーンは、市街化区域、調整区域の区域区分や都市計画マスタープランの土地利用方針図の区域設定を基に作成いたしました。

右上段をご覧ください。続きまして第3章行為の制限に関する事項についてご説明いた します。

先ほどご説明いたしました、2つの景観軸、5つの景観ゾーンの景観形成方針に基づき、建築物、工作物、開発行為において、景観に与える影響の大きい一定規模の行為について、届出対象行為としました。また、届出対象行為の基準として、景観形成基準を定めました。ここでは建築物の基準を例にご説明いたします。

まず、河川景観軸につきましては、木曽川の堤防より川側であり、基本的には、建物が建たない区域になりますので、全ての行為を届出対象といたしました。歴史街道景観軸、田園景観ゾーンにつきましては、主に市街化調整区域内であるため、3階建て以上を想定して、高さ10mを超えるものを対象といたしました。また、一般住宅等は対象としない規模とし、歴史街道景観軸は、300㎡超、その他の市街化調整区域は500㎡超を対象としました。

商業景観ゾーン、住宅景観ゾーン、沿道景観ゾーンは市街化区域内の大部分になりますが、先ほどの市街化調整区域とは、異なり、高層な建築物も見られることから、高さの基準を1ランク上げ、4階建て以上を想定して、高さ13mを超えるものを対象といたしました。建築面積も市街化調整区域と差別化を図り、1,000㎡を超えるものを対象としました。

また、工業景観ゾーンはその他のゾーンとは異なり、規模の大きい工場などが立地する ことが想定されますので、高さ15mを超えるものを対象としました。

次に景観形成基準に関しましては、主に、まとまりのある景観形成や周辺との調和を基本として定めております。その中で、色彩に関しましては、市内の建物のサンプリング調査を行い、色彩基準を定めました。歴史街道景観軸である美濃路沿いには、起宿、萩原宿などの歴史的建造物が残っており、昔ながらの明度の低い建物や漆喰が使われた蔵のような白い建物も存在するため、歴史街道景観軸とその他の地区で色彩基準を区分し、2ペー

ジ右下の表のような基準といたしました。

以上が第3章の説明となります。

続きまして、3ページ目をご覧ください。第4章景観重点地区に関する事項についてご 説明いたします。

景観重点地区とは、これまでご説明いたしました、景観軸、景観ゾーンとは別に、市民が特に景観を大切にしたい地区を指定し、より細かい基準を定め、基準に適合しない場合に変更命令を行うことができるようになるものです。本計画策定段階では、重点地区は定めませんが、地区の候補として、尾張一宮駅前地区、萩原・起宿地区、木曽川沿川地区を候補として、明記したいと考えております。今後指定を行う際には、景観審議会や該当地区の住民の皆様の意見を聞きながら、良好な景観形成ができるよう進めてまいりたいと考えております。

続きまして、右上段をご覧ください。第5章景観重要建造物及び景観重要樹木に関する 事項についてご説明いたします。

良好な景観を形成している重要な建造物や樹木を市が指定し、保全を図る制度になります。歴史的や芸術的価値で指定するものではなく、市民に親しまれていたり、地域のシンボル、地域の歴史や文化の視点から見て重要であるものを指定基準として明記したいと考えております。本計画段階では指定はしませんが、指定の際には、所有者に趣旨を説明し、意見を聞いた上で指定の検討をしたいと考えております。

続きまして、第6章屋外広告物の行為の制限に関する事項についてご説明いたします。

屋外広告物とは、常時又は一定期間継続して、屋外に表示されるもので、一般的に、立 看板や広告塔、広告板などのことを言います。このような屋外広告物は、建築物などと同 様に、景観に大きな影響を与えるものになります。来年度の中核市移行に合わせて、屋外 広告物に関する業務の全てが市に権限移譲されることから、一宮市屋外広告物条例を制定 し、本条例に基づいて、屋外広告物を対象とした規制を行ってまいります。

続きまして、4ページをご覧ください。第7章景観重要公共施設に関する事項について、 ご説明いたします。

道路や河川、都市公園といった公共施設も景観の骨格を構成する重要な要素であり、周辺の土地利用と調和した整備や管理を行うことにより、効果的に良好な景観形成を行うことができます。本計画の中では、景観重要公共施設の指定基準を示すとともに、尾張一宮駅前から真清田神社周辺のまちなかウォーカブル推進事業の区域内での公共施設の指定を検討することを明記したいと考えております。

右上段をご覧ください。最後に第8章景観形成の推進に関する事項について、ご説明いたします。

良好な景観は、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、協働による活動により、形成されます。行政による取り組みとして、公共施設の適正管理や、住民や事業者に対して、景観に関する意識向上に向けた啓発活動などを考えております。また、住民や事業者とともに協働で行う取り組みとして、地域の美化活動や、空き家・空き地対策を行うことを考えております。

このような取り組みを行うとともに、これまでに尾張一宮駅前の銀座通り景観形成地区 等のように、地域の景観特性に応じた良好な景観の形成につながるような活動を今後も支援してまいりたいと考えております。 最後に景観形成の施策管理についてですが、良好な景観形成には、行政の行う普及啓発の推進や各制度の適切な活用や運用、届出対象行為などの規制誘導の取り組みなど、総合的な施策を推進し、長期的に継続していくことが大切と考えております。景観施策の成果や効果を把握しながら、必要に応じて適宜見直しを行うなど、施策の進捗管理を行ってまいりたいと考えております。

以上が本計画の説明となります。

また、本計画の素案に対して、パブリックコメントを10月12日から11月11日までの1か月間実施し、6名の方から12件のご意見をいただきました。いただいたご意見の一覧が本日、お手元にお配りした参考資料となります。本計画に直接関係する内容としましては、意見番号の2から8になると考えておりますが、その他のご意見につきましても、関係部局と情報共有いたします。

パブリックコメントのご意見及び本審議会でのご意見を基に最終的には、一宮市都市景 観審議会を2月に開催し本計画をまとめてまいります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

会長りがとうございました。それでは審議させて頂きたいと思います。

会 長 まず確認ですが、これは都市計画審議会の審議事項になりますか。

事 務 局 │ 意見聴取ですので、意見を申し出ることができます。

事

会 長 わかりました。では、委員のみなさま方からご意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

季 員 確認ですが、概要の2ページ目になるのですが、ゾーン別の景観形成方針ということで 7つ決められている中、一宮インターの東側にある工業景観ゾーンというのは、記憶では 景観計画にもあったランドマークの島畑があるかと思うのですが、工業景観ゾーンで設定 されるということで間違いはないでしょうか。

事 務 局 島畑はございますが、都市マスの中で産業拠点として位置付けられております。

委 員 一宮市景観計画 (案) の12ページにあります5景観形成上の課題のなかで、自然景観 の社寺林の保全についてですが、真清田神社のような大きな神社はともかく、小さな神社 で台風などにより木が倒れた場合の対応も兼ねているのですか。

務 局 樹木も景観を構成する1つの要素として重要と位置付けておりますが、個別具体的に倒れた時にどうするかというところについては、第5章で景観重要樹木を指定することができるとありまして、この中で指定しますと保全に向けてどうしていこうということになりますが、ここでは個別に保全をしていくことを目的としているわけではありませんので、

神社の樹木も景観を構成する1つの重要な要素であることを明示しております。

委 員 景観上の要素として明示しているのですね。広く景観上のことを捉えて、計画を決めて いくということですかね。

事務局 基本となる景観の計画でございますので、広くどのようなものが重要であるかを位置づけた計画となります。

景観の計画をたてて、方向性を決め、市民のみなさんと協働して進めていくと記載されておりますが、その部分が非常に薄く感じられます。萩原地区においては、歴史を守るとなっておりますが、それ以外の都市計画を含めていくと、おそらく萩原の地域を守るというのは不可能です。萩原商店街を美濃路街道として守ろうと思っても、それこそ下水道もきませんので、守れないですよ。そういう方向性をしっかり考えたうえで、市民に気持ちいい言葉を使いながら、でもそんなこと不可能だよねということを、計画でたてていくのではなく、もう少し議論の場を増やしてほしいと思います。3つの議案すべて同じですが、個々のものは問題ありませんが、それをトータルで審議会の場として考えたときにどうなのだろうかと思いました。

会 長 この件はご意見として承り、景観審議会へお伝えいただければと思います。

長 概要の第8章についてですが、先程の話とも関係しますが、行政の取り組みのところに 公共施設の適正管理が入っています。これからの時代は、公共の施設や土地を如何に活用 していくかという時代だと思います。そういう意味では、管理と記載されていますが、公 共施設で街並みを誘導していくような、積極的な取り組みの考えもあっていいのではない かと思います。意見としてお伝えいただけたらと思います。

委 員 概要の第3章、届出対象行為についてですが、これは届出をするということで、建てて はいけない、ということではないですね。

事務局 そうです。

委 員 **基準を超えている場合、変更命令を行うのは重点地区だけになりますか。**

事 務 局 そのとおりです。

事 務 局 届出を着手30日前までに提出する仕組みにしておりますので、その中で色合いなど基準に合わないものは指導していくこととなります。

事 務 局

本編の28ページ第3章行為の制限に関する事項のところに届出フローを示しておりまして、先程お話しましたとおり着手30日前までに届出を出していただくのですが、その前段階で事前協議という制度を設けたいと考えております。その事前協議の段階で、基準に合うかどうかを事前に確認し、基準に合わない場合は、指導を行いたいと考えております。

委 員

基準の中で、高さが5mを超えるなどの表現がありますが、建物の強度については記載しないのですか。

事 務 局

景観の観点からの基準を示しております。建物等の建築基準法の審査は、確認申請で行われますので、強度についてはそちらで審査いただけるものと思います。

会 長

他市では、景観アドバイザーがみえる場合がありますが、本市はいかがでしょうか。

事 務 局

景観アドバイザーはいませんので、景観審議会のなかでご意見をいただきながら考えて いきたいと思っております。

会 長

専門の方からも見ていただくのもいいと思っております。彩度、色彩の件や、街中のサインなどについてアドバイスしていただく、そして道路空間などの公共の空間から街並みを誘導していく、そういう考え方が必要なのではないかと思いますので、是非検討してください。

会 長

他にご意見はございませんか。それでは、採決をさせていただきます。

今回、委員の皆様よりいくつか意見をいただきましたので、今後、この意見を参考に一宮市都市景観審議会で審議をされると伺っております。ですので、議案第3号一宮市景観計画の策定については、審議会で出された意見を申し添えたうえで、原案を可とする答申にしてはどうでしょうか。この意見に賛成の方は挙手をお願いいたします。

各 委 員

(举手)

会 長

ありがとうございました。

では、審議会で出された意見を申し添えたうえで、原案を可とする旨、答申することに決定をいたします。

会 長

以上をもちまして付議案件の審議をすべて終了しましたので、事務局に以降の進行をお返しします。

(閉会)

事 務 局

会長どうもありがとうございました。

それでは、本日は大変お忙しいところ、長時間にわたりご審議いただきありがとうござ

いました。これをもちまして、令和2年度 第1回 一宮市都市計画審議会を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

閉 会 午前11時20分